ALG & Associates Newsletter about Thailand

2026 Vol. 50 5月

2026年5月における法律アップデート

外資企業が、外国人事業許可を有さずに従事できる業種の拡大

Topic 1	最新法律アップデート

官報に掲載された最新のビジネス関連法律は、以下の通りです。

No.	所轄官庁	題名	通達日	適用日
1.	歳入局	**歳入局長通達(第 311 号)** **主題：**技術及びイノベーション研究開発業者名簿について。	2026年4月8日	2017年1月12日
2.	歳入局	**歳入局命令第トーポー367/2569 号** **主題：**仏歴 2558(2025)年相続税法に基づく業務遂行の担当職員の任命	2026年4月8日	2026年4月8日
3.	関税局	**関税局通達第 37/2569 号** **主題：**チリを原産地とする物品に対する関税の減免に関する基準及び手続について(第 3 号)	2026年4月1日	2026年5月12日
4.	関税局	**関税局通達** **主題：** 木材製品の関税評価額を、輸出関税の評価基準とすること	2026年4月16日	2026年4月30日
5.	投資委員会	**投資委員会通達第 8/2569 号** **主題：**四半期毎の実際の投資報告書の条件について	2026年3月30日	2026年3月30日
6.	投資委員会	**投資委員会事務局通達第 4/2569 号** **主題：**高度な技術を採用する産業におけるタイ人雇用割合に関する基準の猶予について	2026年4月9日	2026年4月9日
7.	投資委員会	**投資委員会事務局通達第 5/2569 号** **主題：**事業進捗報告に関する指針	2026年4月20日	2026年4月20日
8.	投資委員会	**投資委員会事務局通達第 6/2569 号** **主題：**ハイブリッド(HEV)及びマイルドハイブリッド自動車を対象とする電気自動車産業への移行を促進するための措置に基づく投資証明の申請について	2026年2月19日	2026年3月15日

No.	所轄官庁	題名	通達日	適用日
9.	食品・医薬品事務局	**食品・医薬品委員会事務局通達** **主題：**仏歴 2569(2026)年大麻またはヘンプ植物の全ての部位から抽出された物質を使用する第 5 種麻薬の製造計画の変更申請、輸入または輸出に関する基準の制定	2026 年 3 月 17 日	2026 年 4 月 4 日
10.	食品・医薬品事務局	**食品・医薬品委員会事務局通達** **主題：**仏歴 2569(2026)年大麻又はヘンプ植物を使用する第五種麻薬の製造、輸入、輸出、販売許可及び許可証の代替書申請における書式について	2026 年 4 月 3 日	2026 年 4 月 26 日
11.	食品・医薬品事務局	**食品・医薬品委員会事務局通達** **主題：**第五種麻薬のうちの大麻又はヘンプの抽出物の製造、輸出、販売又は占有の事業に関する帳簿及び報告書の書式について	2026 年 4 月 3 日	2026 年 4 月 22 日
12.	食品・医薬品事務局	**食品・医薬品委員会事務局通達** **主題：**第五種麻薬のうちの大麻又はヘンプの抽出物の製造、輸入又は輸出計画書の修正に関する基準、手続き及び条件について	2026 年 4 月 3 日	2026 年 4 月 25 日
13.	食品・医薬品事務局	**食品・医薬品委員会事務局通達** **主題：**仏歴 2569(2026)人間を対象とした麻薬又は向精神薬に関する臨床研究の倫理審査委員会	2026 年 2 月 20 日 (官報掲載日：2026 年 4 月 27 日)	2026 年 5 月 26 日
14.	食品・医薬品事務局	**食品・医薬品委員会事務局通達** **主題：**仏歴 2569(2026)薬草における緊急事態に対応するための健康製品の管理について	2026 年 4 月 20 日	2026 年 4 月 29 日
15.	食品・医薬品事務局	**食品・医薬品委員会事務局通達** **主題：**仏歴 2562(2019)年ハーブ製品法にもトスクハーブ製品の製造に関する基準、手続き及び条件を主題とする保健省通達に基づくハーブ製品の標準認証取得の指針	2026 年 4 月 20 日	2026 年 4 月 30 日
16.	労働省	**労働省命令第 179/2569 号** **主題：** 仏歴 2545(2002)年労働技能強化促進法に基づく担当官の選任について	2026 年 2 月 27 日 (官報掲載日：2026 年 4 月 7 日)	2026 年 2 月 27 日
17.	労働省	**労働省通達** **主題：**求職者検問の制定について(第 8 号)	2026 年 4 月 23 日	2026 年 4 月 30 日
18.	商務省	**国際貿易局通達** **主題：**東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国政府と大韓民国政府間における網羅的な経済協力枠組み協定に基づく物品貿易協定に基づく原産地証明書について(仏歴 2569(2026)年)	2026 年 4 月 22 日	2026 年 5 月 1 日
19.	保健省	**保健省通達** **主題：**仏歴 2535(1992)年危険物法に基づく履行の免除が認められた食品・医薬品委員会事務局が管轄の危険物について	2026 年 3 月 17 日	2026 年 4 月 10 日
20.	保健省	**保健省通達** **主題：**国家伝統タイ医学処方及び国家伝統タイ医薬処方の指定に関する通達(第 40 号)	2026 年 3 月 15 日	2026 年 4 月 21 日
21.	保健省	**保健省通達** **主題：**仏歴 2562(2019)年ハーブ製品法に定めるハーブ製品に関する基準、手続き及び条件を主題とする保健省通達に基づくハーブ製品の製造水準認証に関する指針	2025 年 4 月 20 日	2026 年 4 月 30 日

※調査対象は、歳入局、投資委員会(BOI)、関税局、財務省、タイ工業団地公団(IEAT)、入国管理局、労働省、労働福祉保護委員会、商務省、国防省、農業・協同組合省、運輸省、天然資源・環境省、エネルギー省、工業省、内務省(ビジネス関連のみ)、タイ中銀、デジタル経済社会省を範囲としております。

Topic 2	トピックス・ニュース

1. 外資企業が外国人事業許可を有さずに従事できる業種の拡大

内閣は、外国人事業法の末尾における業種を改正する勅令案を承認する旨の閣議決定がされました。その後関連の委員会によって承認され、正式に適用される予定です。

同勅令案によれば、仏歴 2542(1999)年外国人事業法の末尾に定める業種のうち、(11)(d)に定める代理人サービス及び(21)に定めるサービス業が、外国人事業許可の取得が不要となり、以下の 8 種の事業が外国人事業許可を取得することなく従事できることとなります。

1) 通信サービス
2) 財務管理センター
3) 事務管理、人事及び情報技術事業
4) 国内を対象とする債務保証サービス
5) 従業員に対するサービス及び便宜供与に供するための、金融サービス又は自動販売機に使用する電子機器の据付用スペースの賃貸サービス
6) 石油掘削サービス
7) 証券又は証券取引法に定めるその他の事業
8) 仏歴 2456(2023)年先物契約法に定める対象商品又は参照指標ではない代理人、販売業者、顧問又はファンドマネージャーサービスを提供する事業

■ 執筆弁護士
取扱分野
タイ労働法・タイ関税法・日タイ税務・
国際税務・タイ税務調査など
バンコクオフィス 所長 弁護士 川村 勝
Tsutomu Kawamura



▶ 弁護士法人ALG&Associatesのタイ法務サイト

本ニューズレターは、具体的な案件についての法的助言を行うものではなく、一般的な情報提供を目的とするものです。
本ニューズレターに関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

弁護士法人ALG&Associates

東京本部
〒163-1308 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー 8F
（東京弁護士会所属）
【連絡先】TEL.03-6258-1690 MAIL.alg-sghonbu@avance-lg.com

バンコクオフィス
246 Times Square building, 11 Floor, Room 11-04A,
Sukhumvit Rd., Klongtoey, Klongtoey, Bangkok 10110
【連絡先】TEL.+66-2-254-5799 MAIL.info@alg-asean.com

各国事務所 宇都宮・埼玉・千葉・横浜・名古屋・大阪・神戸・姫路・広島・福岡・バンコク（タイ）

本ニューズレター及び弁護士法人ALGからのリーガルサービスに関する情報（セミナー情報、法律相談に関する情報等を含みます。）をご希望される方は次のメールアドレスに会社名、業種、氏名、役職、部署、電話番号及び配信希望先メールアドレスを記入したメールをお送りください。
弁護士法人 ALG は、本ニューズレター配信のために取得した個人情報について、弁護士法人 ALG からの各種ニューズレターの送信並びに各種リーガルサービスの紹介及び勧誘を行うために必要な範囲で利用させて頂きます。なお、当該情報送信は、予告なく変更及び中止される場合があることをご了承ください。
■ 配信希望メールアドレス roumu@avance-lg.com
お手数をおかけしますが、あらかじめ「melmag@avance-lg.com」のメールを受信できるように、設定をお願いいたします。